

岩手県高等学校体育連盟傷害見舞金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は岩手県高等学校体育連盟の主催する大会の趣旨にかんがみ、参加生徒に係る傷害見舞金（以下「見舞金」という。）に関することを決める。

(事務局)

第2条 この見舞金を取り扱う事務局は、岩手県高等学校体育連盟事務局内におく。

(目 的)

第3条 この見舞金は、岩手県高等学校体育連盟の主催する次の競技活動中におきた傷害に対して見舞金をおくる。

前掲の競技活動中とは、総合開会式、種目別競技会及び指定された練習場における練習をいう。

対象とする大会等

1. 岩手県高等学校総合体育大会
(水泳、駅伝、ラグビー、スケート、スキー大会を含む)
2. 岩手県高等学校新人大会
3. 国民体育大会選手選考会
4. 全国高等学校選抜大会の県および東北予選会（全国高等学校体育連盟により全国高等学校選抜大会とされているもの）
5. 上記1. 2. 3. 4の地区予選会
6. 強化合宿、県外遠征
7. 東北高等学校体育連盟が主催する大会

ただし、これ以外の大会でも岩手県高等学校体育連盟が関与する大会参加中に死亡事故があった場合は、第6条3により死亡弔慰金を支出するものとする。

(基 金)

第4条 この見舞金の経費は、岩手県高等学校体育連盟の通常経費をもってこれに充てる。

(給付対象)

第5条 給付対象は、参加生徒とする。ただし引率教員、競技役員等についてもこれに準ずるものとする。

(見舞金)

第6条 見舞金の額は次の各号に掲げる種別について、それぞれ当該各号に定める額ならびに別に定める傷害見舞金給付表を基準として、第7条の規程による傷害見舞金審査会（以下「審査会」という。）において決定した金額を支出するものとする。

1. 傷害および重度障害見舞金 10万円以上、50万円以内
2. 死亡弔慰金A 50万円
3. 死亡弔慰金B 5万円及び生花又は花輪

(請求手続)

第7条 見舞金を請求するときは、別紙様式による傷害等報告書に医師の診断書を添え、岩手県高等学校体育連盟会長に提出しなければならない。

(審査会)

第8条 傷病等報告書の提出があった場合に、その内容の適否を審査し、見舞金額を査定するため次の各

号に定めるところにより審査会を設ける。

ただし、第6条4死亡弔慰金Bに該当するものは、審査会を経ることなく岩手県高等学校体育連盟会長が専決できるものとする。

1. 審査会の構成は次のとおりとする。

審査委員長 1名

審査委員 若干名

2. 審査委員長、委員は岩手県高等学校体育連盟会長が委嘱し任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

3. 審査委員長は審査会を代表し、審査会を招集し議長となり会務を統括する。

(会 計)

第9条 この見舞金の会計は特別会計とする。

第10条 この見舞金の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 この見舞金の会計は岩手県高等学校体育連盟幹事の監査を受けなければならない。

(規程の変更)

第12条 この見舞金の規程は、岩手県高等学校体育連盟評議員会の承認を受けなければ変更することができない。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

平成8年4月18日一部改正

平成6年4月1日一部改正

平成15年7月17日一部改正（見舞金給付表の制定）

ただし、第6条の改訂は平成15年4月1日から適用する。

平成28年2月16日一部改正

平成29年4月21日一部改正

報 告 書（傷病等報告書様式）

学 校 名					
フリガナ 氏 名		学 年	性 別	住 所 (TEL)	
		年	男・女		
生年月日					
競 技 名		相手又は目撃者	氏 名		
			所 属		
大会名等					
発 生 の 状 況	日時	日 時 平成 年 月 日 (曜) 時 分 (天候)			
	場所				
	原因				
処 置					
平常時の心身の状況					
上記のとおり報告します。					
平成 年 月 日					
学 校 名 (専門部名)					
学 校 長 名 (専門部長名)					
印					

添付書類 診断書